国京 地区

白山 地区

凡　　例
第 1種地区
第 2種地区
第 3種地区
(参考)市街化区域

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例第 4条第 2項各号に掲げる区域は、同条例により市長が定めた区域（図示されている条例地区）には含まない。

1:2, 500

0　50　200　300　400　500m